

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
(埼玉県条例第十四号) (生活衛生課)

一 趣旨

水道法施行令等の一部改正を踏まえ、県が設置する専用水道に係る水道技術管理者の資格を改正するものである。

二 内容

- (一) 水道技術管理者の資格要件に専門職大学の項目を追加
- (二) 技術士法に定める第二次試験の選択科目の統合

三 施行期日

平成三十一年四月一日